

部活動に係る活動方針

令和 5 年 4 月 1 日
京都府立洛西高等学校

1 目的

部活動は、集団活動を通じて心身の調和のとれた発達を図り、個性を伸長させるとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力・奉仕の精神及び自主的・実践的な態度を養うことを目的とする。

2 設置部活動

- 〔体育系〕硬式野球、陸上競技、体操、バスケットボール、女子バレーボール、卓球、ソフトテニス、ハンドボール、サッカー、バドミントン、剣道、テニス、ダンス
- 〔文化系〕吹奏楽、演劇、コーラス、E S S、美術、放送、サイエンス、軽音楽、写真、イラストレーション、食べ物文化研究会、茶道、書道、インターアクト、Links同好会

3 活動計画

活動計画は、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えることと、教職員がゆとりあるワークライフバランスを維持することができるよう、適切に作成すること。

- (1) 顧問は、「年間活動計画」を年度当初のできるだけ早い時期に作成し、校長の承認を得ること。1年間を試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに、参加する大会や発表会等を精選すること。
- (2) 顧問は、「月間活動計画」を毎月作成し、校長の承認を得ること。なお、休養日の日数確保と適切な間隔での配置、練習や試合、発表会、イベント等を含めた計画を作成すること。
- (3) 「年間活動計画」「月間活動計画」は、少なくとも生徒や保護者に対して書面等で事前に示すこととする。

4 活動時間・休養日の設定

- (1) 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は3時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。
なお、公式大会やコンクール、イベント、練習試合やリハーサル等の状況によっては、上限4時間程度を超えた活動時間となる場合もあり得る。しかし、生徒の身体的・精神的な負担軽減やバランスの取れた学校生活の実現の観点から、翌日等にしっかりと休養日を設けることとする。
- (2) 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずるが、教職員や生徒が十分な休養が取れるよう、ある程度長期のまとまった休養日を設けること。
- (3) 活動終了時刻は、18時、完全下校時刻は、18時30分とする。ただし、届出があり、顧問の付添いがある場合は、それぞれ上限60分の延長ができる。
- (4) 早朝練習は、顧問が付き添いのもと、7時から行うことができる。ただし、始業時刻に余裕を持って入り、授業の準備ができるよう、顧問が配慮すること。考查中は早朝練習を禁止する。
- (5) 定期考查の一週間前から考查終了までの期間は、原則として活動を禁止する。ただし、公式試合、公式行事、コンクールが考查前後に行われる場合は、生徒指導部に届出の上、許可を得て活動することができる。その際活動時間は配慮すること。
- (6) 休養日は、週当たり1日以上設定すること。また、月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。

5 部の新設・休部・廃部・入部・退部・同好会

- (1) 部は、学則第13条に定めるもののほか次の条件を満たしている場合、生徒指導部、部顧問会議、部長会議、職員会議を経て校長が設部を決定する。
 - ア 本校の教育方針・目標及び部活動の目的にかなっていること
 - イ 指導・援助に当たる顧問が得られること
 - ウ 活動場所や施設・設備が充足していること
 - エ 先を見通して活動に支障がないよう参加者があること
 - オ 体育系については、原則として京都府高等学校体育連盟の種目にあること
 - カ 活動計画が適性であり、安全確保ができていること
 - キ 経費の見通しがついていること
 - ク 週3回以上活動していること
 - ケ 1年間は、同好会として部活動の規定を守り、良好な実績を認められること
 - コ その他、学校の特色や育成のために校長が必要と認めた場合
- (2) 本登録の段階で部員がいない場合は、休部とする。
- (3) 次の条件にあてはまる場合、又は第4条の条件を満たさなくなった場合は、生徒指導部、部顧問会議、職員会議を経て校長が廃部を決定する。
 - ア 3年間継続して入部する生徒がいない場合（休部状態）
 - イ 学則第13条に抵触した場合
 - ウ 施設・設備の使用状況や活動状況が著しく悪く、改善の見込みがない場合
 - エ その他、校長が活動困難と認めた場合
- (4) 部への加入・脱退は、所定の手続きを経て顧問の承諾を得るものとする。
- (5) 同好会の設立は、次の条件を満たしていること
 - ア 顧問が予定されていること
 - イ 設立人数（生徒）が5名以上であること
 - ウ 5月末日までに責任者（生徒）から所定の手続きを経て申し出があること
 - エ 設立理由、責任者、会員名簿、活動内容、計画等が提出されていること
 - オ 活動場所が他の部活動の妨げにならないところに確保されていること
 - カ 文化系については、教育目標の達成に寄与できるもの。体育系については、高体連・高野連の種目であること
 - キ 登録費、参加費、交通費等活動に係る一切の費用は、自己負担とする。
 - ク 同好会が部に昇格を希望する場合は、部昇格願と活動実施報告書を生徒指導部に提出し、職員会議を経て校長が決定する。

6 その他

- (1) 安全管理や事故防止に努める。
 - ア 各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意すること
 - イ 怪我・事故等が起こった場合は危機管理マニュアルに基づき対応する。
 - ウ 施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底する。
 - エ 熱中症対策や落雷、突風などの急激な気象変化への対策を講じる。
- (2) 体罰・不祥事（パワハラ・セクハラ等）の防止に努める。
 - ア 部活動が、生徒のよりよい学校生活を促進するものであるためにも、教職員は常にコンプライアンス意識の向上に努めねばならない。
 - イ 部活動を通して、生徒一人ひとりが心身ともに成長し、豊かな人間性が育まれるよう、いじめを生じさせない環境づくりに努める。